

## 伊達市認知症に優しい企業・団体登録事業に関する要項

### 1 事業目的

この要項は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）及び認知症施策推進大綱に基づき、認知症の本人及びその家族に対し、積極的に支援に取り組む企業・団体を登録し、公表すること（以下「認知症に優しい企業・団体登録事業」という。）により、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

### 2 対象者

認知症に優しい企業・団体登録事業の対象者は、伊達市内にある企業・団体とする。

ただし、認知症の方やその家族を対象とした医療、介護及び支援を業とする企業等を除く。

### 3 登録の要件

伊達市認知症に優しい企業・団体（以下「企業・団体」という）として市に登録をする場合は、認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが1人以上所属していなければならない。

### 4 登録の申請等

企業・団体の登録を受けようとする者は、伊達市認知症に優しい企業・団体登録事業申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、登録を受けようとする企業・団体は、あらかじめ、登録後に伊達市ホームページ上に名称等の記載がされることについて、同意するものとする。

市長は、申請があった場合には、速やかにその内容について審査の上、適当であると認めるときは、登録するものとする。

市長は、その登録をしたときは、次により通知等を行うものとする。

- (1) 登録の通知
- (2) ステッカーの交付
- (3) 登録した企業・団体名簿の作成
- (4) 伊達市ホームページ上への掲載

### 5 登録後の遵守事項

企業・団体の登録を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付されたステッカーを市民の見やすい場所に掲示すること
- (2) 交付されたステッカーを第三者に貸与し、又は譲渡しないこと

### 6 登録内容の変更及び取消

企業・団体は、登録した内容に変更があったときは、速やかに市長あて申し出なければならない。

市長は、次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 企業・団体から登録を辞退する旨の申出があったとき
- (2) 企業・団体として不適切と認められる事実があったとき

取消を受けた者は、ステッカーの掲示を中止しなければならない。

この要項は、令和2年10月1日から施行する